

五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年2月20日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

教育委員会 スポーツ推進課

3. 監査の期間

平成29年12月27日～平成30年1月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 各種申請書や決定通知書等の事務処理において、記載内容に不備や整合性がとれていない事例が多数見受けられた。確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。	正しい処理について再確認するとともに書類の不備が無いようスポーツ推進課全職員に周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
② 各種起案文書について、その保存期間と異なる期間の簿冊に編綴されている事例が多数見受けられた。誤って廃棄されることの無いよう取扱いに注意され、適正な事務処理に努められたい。	五泉市文書規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。 なお、誤って編綴された文書につきましては、保存年限基準表に基づき綴じ直しを行いました。